

事 務 連 絡
平成23年3月17日

岩手県、宮城県、福島県 医療主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

死体検案書の作成に関する留意事項について

今回の東北地方太平洋沖地震に係る死体検案に関し、死体検案書の作成に関する当課の考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

記

医師法上、死体検案書には、死亡者の氏名、生年月日及び性別、死亡の年月日時分、死亡の場所及びその種別、死亡の原因となった傷病の名称等を所定の様式に記載すること（医師法施行規則第20条）とされているところであるが、今回の東北地方太平洋沖地震に係る死体検案書の作成に当たっては、「死亡したとき」、「死亡したところ」、「直接死因」、「死因の種類」等、必要最小限の記載で差し支えないので、関係県警察と適切な連携を図り、遺体の検案の迅速化に努められたい。